

啓源会計事務所有限会社

香港クントン巧明街111号富利広場21階2101-05室

電話: +852 23411444 メール: info@kaizencpa.com

中国深セン 深セン市羅湖区 電話: +86 755 8268 4480

中国上海 上海市徐匯区 電話: +86 21 6439 4114

北京市東城区 灯市口大街33号

台湾台北 電話: +86 10 6210 1890 電話: +886 2 2711 1324 電話: +65 6438 0116

シンガポール 郵便番号: 069538

日満日北 台北市大安区忠孝東路 セシルストリート138号 ニューヨーク州ニューヨーク市 四段142号3階-3 セシル・コート13階1302室 キャナルストリート202号3階303室 郵便番号: 10013 電話: +1 646 850 5888

外国会社北京駐在員事務所の登録住所変更の手続きと費用

概要

本見積書は、北京において設立され、且つその経営範囲(事業範囲)に特別な免許・許可(事前承認又 は事後承認)が必要となる業務が含まれない外国会社の駐在員事務所(代表処・外国企業常駐代表機 構)のみに適用されます。

当事務所は、外国会社の北京駐在員事務所の登録住所変更手続きを行う費用が 12,000 人民元です。 当事務所のサービス費用は第1節のサービスを含んでいますが、郵送料及び書類翻訳費用を含んで いません。

外国会社の北京駐在員事務所の登録住所変更手続きを行う際に、クライアント様は北京駐在員事務所 の新オフィスの賃貸借契約書、賃貸借契約登記届出証明書、駐在員事務所の登記証及び印鑑等を提 供する必要があります。具体的には第4節をご覧ください。

一般的に、外国会社の北京駐在員事務所の登録住所変更登記の全ての手続きを完了する時間は、約 3~4週間です。前述の所要時間は、変更登記に必要な書類を受け取った日から計算されます。具体的 には第5節をご覧ください。

登録住所を変更する外国会社の北京駐在員事務所の経営業務に免許・許可の別途申請が必要な場合 には、当事務所はサービス費用を調整する可能性があり、変更所要時間も相応に延長されます。詳細 は当事務所の専門コンサルタントにお問い合わせください。

1. 登録住所変更サービス費用

当事務所は外国会社の北京駐在員事務所の登録住所変更手続きを行う費用が 12,000 人民元です。具体的には以下の通りです。

- (1) 変更登記書類一式の作成
- (2) 登記証及び代表証の変更申請
- (3) 税務登記の変更
- (4) 銀行基本口座登記情報の変更

上記のサービス費用は関係政府部門の行政費用及び雑費を含んでいますが、書類の郵送料を含んでいません。

外国会社の北京駐在員事務所が従事する業務は関係部門による別途の事前承認又は事後承認が 必要な場合、その関連費用は実際の状況によって別途請求となります。

2. オプションサービス

2.1 オフィス現地審査の費用

登録住所変更手続きを行う過程で、北京市市場監督管理局は北京駐在員事務所のオフィスに対する現地審査を要求する可能性があります。オフィスの現地審査が要求された場合には、現地審査に出席するスタッフを当事務所が提供できます。現地審査出席のサービス費用は一回につき 2,000 人民元です。

2.2 翻訳費用

第1節のサービス費用は書類の翻訳サービスを含んでいません。クライアント様が提供した書類を中国語に翻訳する必要がある場合、又は参考とした申請書類の英語版・日本語版を提供する必要がある場合には、当事務所は翻訳サービスを提供できますが、翻訳費用が別途請求となります。

3. 支払条件

注文と全額のサービス費用を受領した後、変更サービスを提供します。当事務所は現金/銀行振込・送金/PAYPAL でのお支払いを受け取ります。PAYPAL で支払う場合には、別途 5%の手数料を請求します。お支払いの手配のために、当事務所は注文確認後に、サービス費用の請求書、送金銀行情報及び支払案内をメールでクライアント様に送付します。

中国大陸の増値税又は台湾の営業税の発票(日本の領収書に相当)が必要な場合は、現地税法による税金を別途支払う必要があります。

4. 必要書類

外国会社の北京駐在員事務所の登録住所変更登記手続きに以下の書類が必要です。

- (1) 新オフィスの賃貸借契約書と賃貸借契約登記届出証明書の原本
- (2) 駐在員事務所の登記証と代表証の原本
- (3) 銀行口座開設許可証の原本
- (4) 機構信用コード証の原本
- (5) 北京駐在員事務所の公印
- (6) 登記機関が臨時に要求するその他の書類と情報

備考:銀行における変更登記を行う際に、首席代表の身分証明書類の原本が銀行に照合される必要がありますが、一部の銀行は首席代表が自ら銀行に出向き変更登記を行うことを要求する可能性があります。具体的には口座開設の銀行の規定に準じます。

5. 変更登記所要時間

一般的に、外国会社の北京駐在員事務所の登録住所変更登記の全ての手続きを完了する時間は、約3~4週間です。具体的には以下の表をご覧ください。

順番	項目	必要時間 (営業日)
前期準備		
1	新オフィスの賃貸借契約書と賃貸借契約登記届出証明書の原本	お客様による
2	駐在員事務所の証明書類及び印鑑	お客様による
3	その他の書類、情報の準備	お客様による
登記申請		
4	登記証及び代表証の変更申請	5 ~ 7
5	税務登記の変更	3
6	銀行基本口座登記情報の変更	7~10
		約 3~4 週間

もっと詳細な情報や支援をご希望の場合は、下記のお問い合わせをご利用になってください。

メール: info@kaizencpa.com, enquiries@kaizencpa.com

お電話: +852 2341 1444

携帯電話: +852 5616 4140、+86 152 1943 4614 ライン・WhatsApp・Wechat: +852 5616 4140

Skype: kaizencpa

公式ウェブサイト: www.kaizencpa.com